

埼玉県報

第 114 号 令和 2 年(2020 年) 6 月 12 日 金曜日

目次

告示

- O 埼玉県災害対策アプリ運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示(情報システム 課)
- 自衛官の募集に関する告示(地域政策課)
- 草加都市計画事業三郷北部地区土地区画整理事業の縦覧(環境政策課)
- 新堀土地改良区の役員就退任届(春日部農林振興センター)
- 見沼代用水土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 神川町土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- O 児玉土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 金屋土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- ク 生野十地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合の定款変更認可(農村整備課)
- の 備前渠用水路土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- の 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 東松山市市の川特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出(市街地整備課)
- O 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更(建築安全 課)
- I C運転免許証作成用消耗品の購入に関する契約の相手方等の公示(会計課)
- Q 県道川越日高線の供用の開始(川越県土整備事務所)
- Q 県道川越日高線の区域の変更(飯能県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 令和2年6月1日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等(選挙管理委員会)

埼玉県告示第六百二十三号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量 埼玉県災害対策アプリ運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県企画財政部情報システム課県民サービス・システム共同化担当 埼玉県 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社日立製作所 北関東支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番 地16
- 5 契約金額 40,695,600円
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第2号に該当

埼玉県告示第六百二十四号

自衛隊法施行令(昭和二十九 年政令第百 七 十九号) 第百十四条、 第百十 七 条及 び

第百十八条の規定によ ŋ, 自衛官の募集に 0 11 て 次の とお り 告示する。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ する者。 月に達する日の 採用予定月 ただ \mathcal{O} 属す __ 三 十 二 日 える月 現在に 歳 \mathcal{O} 翌月 \mathcal{O} お 者 11 の末日 にあ て 年齢十 2 現在三十三歳に達 て は、 八歳以上三十三歳未満 採用予 定月 \mathcal{O} て 11 日 カュ \mathcal{O} 11 5 日 者に 起算 本国 [籍を有 限る。 て三

口 自衛隊法 (昭 和二十 九 年法 律 第百六十五号) 第三十八条第 項各号に掲げる

者に該当しないもの

三 採用試験の方法

1 筆記 試 験 (国 語、 数学、 地 理歴史及び公民並び に作文)

口 口述試験

ハ 適性検査

二 身体検査

ホ 経歴評定

四 募集期間

令和二年六月 + 兀 日 日 カコ 5 同 年七 月 +七 日 金) ま で

五 採用予定時期

令和二年八月下 旬 カン 6 同 年 九 月 下 -旬まで、 同年 +月 中 旬 カュ ら同年十二月 上 旬 ま

で又は令和三年三月下旬から同年四月上旬まで

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

1

験期日

令和二年七月二十五日(土)から同月二十

八

日

火

ま

で

 \mathcal{O}

間

 \mathcal{O}

いず

n

カュ

 \mathcal{O}

日

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、 各 町 村 役場並び に自 衛隊埼玉地方協力本部 (埼玉県さい たま市浦 和

区常盤四丁目十 番十五号浦 和地方合同庁舎三階 電話〇四八 八三一一 六〇 兀

三)及び各地域事務所において受け付ける。

^ 各地域事務所の位置及び名称

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番 地 Μ S F,

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話○四八一六五一一二四二○)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

、東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

二 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話○四八—五二二—四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四一二二一六一五七)

埼玉県告示第六百二十五号

地区土地区画整理事業に 定により、三郷市から三郷市の区域内におい 埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第十 ついて 環境影響評価 て行 書の提出が われる かった。 草加都市計 画 八条第二項の規 事業三郷北 部

なお、 環境影響評価書 の縦覧の場所及び 期 間は、 次のとおりで ある。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県越谷環境管理事務所

三郷市まちづくり推進部まちづくり事業課

草加市都市整備部都市計画課

越谷市環境経済部環境政策課

八潮市都市デザイン部都市計画課

吉川市都市整備部都市計画課

一縦覧の期間

令和二年六月十二日 金) から令和二年六月二十六日 金) まで (ただし、 土

曜日、日曜日を除く。)

埼玉県告示第六百二十六号

て、 新堀土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所につい 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 次のとおり届出があった。

令和二年六月十二日

就任

埼玉県知事 大 野 元 裕

						_														
同	同	同	同	理 事	職名	退 任	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	理 事	職名	京作
本	福	小	濱	竹	氏		大久	中	柳	小	横	Щ	石	本	福	小	濱	竹	氏	
澤	島	林	島	内	IC.		保	里	澤	島	田	本	JII	澤	島	林	島	内	II.	
秀		_	豊	昭	名		要		_	隆	保	孝	和	秀		_	豊	昭	名	
_	榮	俊	明	_	70		夫	仁	夫	範	男	次	男	_	榮	俊	明	_	和	
同	同	同	同	埼玉.			同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼玉!		
同	同	同	同	県蓮田市	住		白岡市	さいた	蓮田市	さいた	白岡市	同	同	同	同	同	同	県蓮田市	住	
同	同	同	同	大			野	ま	大	ま	実	司	司	司	司	司	司	大		
同 千五百八十六番地	同 千二十一番地	江ケ崎千三百二十四番地一	同 千百八十六番地一	字黒浜六百番地	所		牛九百二十五番地	市岩槻区大字鹿室千三百七十番地	字黒浜五十八番地二	市岩槻区大字古ケ場六百十七番地	ケ谷三百六十八番地	笹山六百五番地	黒浜四千九百八十五番地二	同 千五百八十六番地	同 千二十一番地	江ケ崎千三百二十四番地一	同 千百八十六番地一	字黒浜六百番地	所	

同 監 事

柳

蓮田市大字黒浜五十八番地二

同

同

同

四千九百八十番地

さいたま市岩槻区大字古ケ場六百十七番地

島

同同同同

小 横 山 大

田本

隆保孝

吉 夫 範 男 次 信

同同同同同同

白岡

市実ケ谷三百六十八番地

澤

利

同同

同 同

笹山七百七十六番地

同

六百五番地

監事

中

里

埼玉県告示第六百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次

の土地改良区の定款の変更を令和二年六月九日認可した。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一名称

見沼代用水土地改良区

二 事務所の所在地

久喜 市

埼玉県告示第六百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次

の土地改良区の定款の変更を令和二年六月九日認可した。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一名称

神川町土地改良区

二 事務所の所在地

児玉郡神川町

埼玉県告示第六百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次

の土地改良区の定款の変更を令和二年六月九日認可した。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

児玉土地改良区

二 事務所の所在地

本庄市

埼玉県告示第六百三十号

の土地改良区の定款の変更を令和二年六月九日認可した。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

名 称

金屋土地改良区

 \equiv 事務所の所在地

本庄市

埼玉県告示第六百三十一号

の土地改良区の定款の変更を令和二年六月九日認可した。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

名称

生野土地改良区

 \equiv 事務所の所在地

本庄市

埼玉県告示第六百三十二号

第三十条第二項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を令和二年六月九土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十四条において準用する同法 日付けで認可した。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一名称

葛西・羽生領島中領土地改良区連合

二 事務所の所在地

幸手市

埼玉県告示第六百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次

の土地改良区の定款の変更を令和二年六月九日認可した。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一名称

備前渠用水路土地改良区

二 事務所の所在地

熊谷市

埼玉県告示第六百三十四号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一 次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一許可番号

第二〇一八—五十一—〇号

一 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

春日部市武里中野字丑ノ発七百八十六―四 他四筆

春日部市大場字長島千五百七十九—三 他五十二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千五百四十五・二四立方メートル

埼玉県告示第六百三十五号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一 次の雨水流出抑制施設は、 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

許可番号

第二〇一九—一—二号

一 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

草加市柿木町字竹千百九十五番一 他十八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

谷量 千三百七十八立方メートル

埼玉県告示第六百三十六号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一 次の雨水流出抑制施設は、 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一許可番号

第二〇一九—七—〇号

一 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

羽生市大字今泉字大口三百四十九番 他十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六百七十・九七立方メートル

埼玉県告示第六百三十七号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一 次の雨水流出抑制施設は、 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一許可番号

第二〇一九—五十—〇号

一 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県吉川市大字拾壱軒字内谷二百四十六番一 他八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千七百五十・六八立方メートル

埼玉県告示第六百三十八号

たので、同条第二項の規定により公告する。 東松山市市の川特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があっ土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

退任した理事の氏名及び住所

亚 野 十四三 埼玉県東松山市美原町二丁目八番地九

埼玉県告示第六百三十九号

定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、 規定により次のとおり公示する。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規 同条第四項の

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

				七 事	県 埼 知 玉	番 委 号 任
				センター	建株式会社	関性計指 の判定 構 務機合 造
				在 務 行 う 事 務	適合性判算	変更事項
特 玉 事 務 所	群馬事務所群馬事務所	号 中町十一番五福島県郡山市	号目葉 十区 番本	宮城県仙台市	新宿区新宿一 東京都	変 更 前
将玉事 将玉事 務所	群馬事務所	号 中町十一番五 福島県 郡山市	号目葉 子区 番本	宮城県仙台市	新宿区新宿一本社 東京都	変 更 後
<i></i>	7 111	<u> </u>	т —	111 75	月二十八日	変更年月日

島番三三市三重事村円町日市二市市	目 市愛二長野二 番県野県野男四 円以名方大大十番二二上上大大市大市大大十市大大下下大下大下下大下下	九 另 一	四 葛 第 第 第 手 葉 事 第 所 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
島根果松江市二重集四日市三重界四日市一二二二 <td< td=""><td>目 市愛二番県野県野男男男男所日中区公公公<</td><td>九 号 二丁目三番十 一</td><td>四 高 高 高 一 一 三 号 一 一 一 三 号 一 一 一 三 号 一 二 一 日 二 二 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二</td></td<>	目 市愛二番県野県野男男男男所日中区公公公<	九 号 二丁目三番十 一	四 高 高 高 一 一 三 号 一 一 一 三 号 一 一 一 三 号 一 二 一 日 二 二 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二

号 目 九番三十八 生賀県佐賀市 一丁	町一番 一号 福岡県福岡市 福岡事務所	十三番十三号 受媛県松山市 愛媛事務所	一 亀 井町二番地 香川県高松市	五番六号四八丁堀十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	号 丁目三番十九 岡山事務所	中原町六番地
居 五番十号 左賀事務所	町一番 一号 福岡事務所	一番十三号 三番町七丁目 愛媛事務所	一 電井町二番地 香川県高松市	五番六号 中区八丁堀十 広島專務所	号 丁目三番十九 一	中原町六番地

番八号	牧港五丁目六	沖縄県浦添市	沖縄事務所	一号	町十一番二十	児島市西千石	鹿児島県鹿	鹿児島事務所	号	万才町三番四	長崎県長崎市	長崎事務所
番八号	牧港五丁目六	沖縄県浦添市	沖縄事務所	一号	町十一番二十	児島市西千石	鹿児島県鹿	鹿児島事務所	号	万才町三番四	長崎県長崎市	長崎事務所

埼玉県告示第六百四十号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
 - IC運転免許証作成用消耗品の購入(単価契約) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁 目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
- 5 契約金額 別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

別表

IC運転免許証作成用消耗品

品 名	規格	金額(税抜き)
IC免許証作成用カード基体 優良用	300 枚×3	422,000円
IC免許証作成用カード基体 一般用	300 枚×3	422,000 円
IC免許証作成用カード基体 新規用	300 枚×3	422,000 円
運転経歴証明書作成用カード基体	300 枚×1	135, 500 円
インクリボン	2,000 枚用×1	117,000円
裏面印字リボン	2,000 枚用×1	16,000円

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十八号

ように道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次の

及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和二年六月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

令和二年六月十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

川越日高線	路線名
地先から同市大字笠幡字上野前三七地先から同市大字笠幡字本郷四五九一番一	供用開始の区間
令和二年六月十二日	供用開始の期日
平成二十九年四月十八日付 長告示第十四号で告示した道 長告示第十四号で告示した道 路予定区域の供用開始であ る。 延長一五七・二〇メートル	備考

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、 令和二年六月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴 木 水 弘

一 道路の種類 県道

一路線 名 川越日高線

三 道路の区域

		1
		旧
新	旧	新
		別
四地先まで 先から同市大字栗坪字前畑八六番日高市大字栗坪字町二六七番七地	四地先まで先から同市大字栗坪字前畑八六番日高市大字栗坪字町二六七番七地	区間
一・〇〇~一三・五〇	九・五〇~一一・〇〇	敷地の幅員
四八四・三〇	四八四・三〇	(メートル) 長
		備考

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十五号

発行為に関する工事が完了したので、公告する。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

令和二年六月十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

許可番号

令和二年六月一日

指令越建セ第〇一〇二四二号

検査済証番号

令和二年六月十日

越建セ第九〇―一号

 \equiv 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字百間千九番一

兀 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代台二丁目十三番八号 池田方

リチャーズ 美和

埼 玉 県選管告示 第二十三号

項 及 超える数に六分 を乗じて得た数と四十 五十分の _ _ 項、 た数及び三分 年法律第百六十二号)第八 び第八十六条第一項並びに 和二年六月 第七十 <u>ー</u>の 数、 \mathcal{O} 五条第一項、 日現在 \mathcal{O} 八十万を超える数に八分の __ を乗 --- \mathcal{O} 万に三分の 数 ľ の地方自 は て得た数と四十万に三分 第七十六条第 条 地 次 方教 \mathcal{O} 一を乗じて得た数とを合算し 第一項の 治 とおり 法 育行 (昭 規 政 で _ 和二十二年法 定に 項、 ある を 0 おける 乗じ 織及 八十 \mathcal{O} び て 一を乗じて得た数とを合算 運営に 条第一 得た数と四十 選挙権を有する者 律第六十七号) 項、 関する法 て得た数、 第八 一万に六 律 + 第七 兀 \mathcal{O} 一十万を 分 昭 条 総 + \mathcal{O} 和三 第 数 兀 \mathcal{O} 条

和二年六 月十二日

埼 玉 県 選 挙管 理 委員会委員 長 尚 田 昭 文

 \mathcal{O} 総数 地方 自 \mathcal{O} 五.十 治 法 分 第 七 \mathcal{O} +-- ·四条第 \mathcal{O} 数 項 及 (び第七 十五条第 項に お け る 選 挙 権を有 す る 者

方教育 て得た 数 自 数 治 \mathcal{O} 行 と 四 法 八 政 +0 第 組 万を超える数に 七 十万に三分 織及 + 六条第一項、 び運営に \mathcal{O} __ 八分 を乗じて得た数とを合算し 関 はする法 第 0 八 _ + を 律第八条第 _ 乗じ 条第 一項及 7 得た 一項に び 数と四十万に六分 第 て得た数 お 八 ける選挙権を有 +-六条第 の一を 項 七 並 兀 す び 五. 乗 人

者

の総

地

地

方

分 \mathcal{O} \mathcal{O} 総 数 方 一を乗じ が 自 兀 治 法 +-万を 第 て得た数 八 超え + 条 لح 八 第 +兀 _ 項 万 以 12 万 に 下 お 三分の \mathcal{O} け 場合に る 選挙権を有する者 を乗じ あ 0 て て得た数とを合算し は、 そ \mathcal{O} \mathcal{O} 総数 四十 の三分 万を超える数に 八六七、 \mathcal{O} て得た の数(そ 五. 数) 六 六

選挙 区

南 南 南 南 南 南 南 第二区 第六 第五 第四 第三 第 第 区 七 区 区 X 区 区 草 さ さ さ Ш 加 い VI П い い たま市 たま たま たま 市 たま 市 市 市 市 市 中央 見沼 北 大宮 西 X. X. 区 X 区 四七、 二八、 五、 六八、 四五、 = -, 兀 \circ 二七三人 二六〇 七八七 五五 八三五 九 五 六二〇人 _ 九 人 人 人 人

南

第

さ

たま市

南

区

五二、

第

さ

VI

たま

市

桜

区

二六、

五.

五.

 \equiv

人

九

市

浦

和

区

さ

東第四 東第三 東第 北第五 北第四 北第三 北第二 北第 西第十 西第十 西第九 西第七 西第五 西第四 南第十 南第十 南第十 南第十 西第 西第 西第十三区 西第十二区 南 西第六区 西第三区 西第二区 南第二十二区 南第二十一区 南第二十区 第十 第十 第十三区 第 区 八 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 九区 八区 七 六 五. 兀 区 区 区 X 区 区 区 区 区 区 横瀬 秩父市 坂戸市 毛呂山 熊谷市 深谷市 本庄市 日高市 川越市 入間市 所 富士見市 須市 生市 田市 滑 川 東松 鶴ケ 山市 能市 沢市 戸田市 蕨市 喜 じみ野市 新座市 志木市 鴻巣市 尾市 和光市 朝霞市 市 本市 川市 町 山市 島 町 町 たま市岩槻区 にま市緑区 美 里 市 皆 • 伊奈 Ш 野 嵐 越生 三芳町 町 町 町 Ш Ш 町 島 町 町 上里町 長瀞町 寄居町 町 • 小 • 吉見 Ш 町 町 小 町 • ときが 鹿 野 町 わ 東秩父村 町 三六、 二七、 九七、 \equiv 四一、 九六、 三八、 三六、 一九、 四五、 $\stackrel{\checkmark}{-}$ ===, 一九、 五、 三三人 四 八 二 五 〇 三 五 三 六 八 八 八 三 七 四 一 一 五 九 〇 九 人 人 人 人 人 人 五 六 八 八 八 六 四 六 八 九 三 二 九 八 九 九 五 八 九 九 人 人 人 人 人 人 三 一 四 〇 八 五 五 六 八 六四六 六一七 九六七 八三九 一二四人 五二〇人 九 四 五 〇 五. 五三人 九 五. 五. \bigcirc 六 人人人人人人人人人人 人

東第二区 连田市 東第一区 春日部市 東第十区 超谷市 東第十区 三郷市 東第十区 三郷市

二 二 三 二 九 六 二 一七、 九 五 五 六 四 七、 八 二 〇 〇 一 四 三 五 八 八 三 三 一 九 五 六 五 三 七 二 八 〇 八 一 人 人 人 人 人 人 人